

練馬区生涯学習団体 届出制度 しおり

生涯学習団体届出制度とは・・・

文化・スポーツなどの活動をとおして自己実現を図り、地域文化・地域スポーツの振興につながる活動を行うため、「区民が自主的に組織し、運営を行う団体」の活動を支援する制度です。

団体の名簿を公開し、「活動を広げたい」「仲間を増やしたい」と思っている団体と、様々な文化・スポーツ活動をしてみたいと思う方とを結び付けることにより、文化・スポーツ活動への参加、団体の活性化を図っています。

目次

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 要件 | 5 その他 |
| 2 生涯学習団体の届出をすると | 6 記入例・作成例 |
| 3 必要書類 | 7 活動分類一覧 |
| 4 届出先 | |



ねりまの生涯学習
マスコット「らぼ」

この届出制度は、区の公共施設を利用予約するための

「練馬区施設予約システム」の利用者登録とは異なります。

□問合せ先・郵送先

●文化団体（A～E）

⇒ 生涯学習センター 電話 3991-1667 ※月曜休館（第2月曜を除く）
〒176-0012 練馬区豊玉北6-8-1

●スポーツ団体（F～K）

⇒ スポーツ振興課振興係 電話 5984-1948（直通）
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 区役所本庁舎8階

1 要件

次の(1)～(13)すべてに該当する場合、届出ができます。

- (1) 年間を通じて継続的かつ計画的に文化・スポーツに関する活動を複数回行っていること。
- (2) 構成員が10名以上で、区内在住、在学、在勤の方が過半数であること。
(会員数が10名の場合は、6名以上)
- (3) 代表者が区内在住、在学、在勤であり、16歳以上(スポーツ団体は18歳以上)であること。
- (4) 中学生以下が7割を超える団体は、活動責任者となる成人が名簿に記載されていること。
- (5) 学校管理下にある部活動等でないこと。
- (6) 団体の組織および活動のための会則を有していること(※)。
- (7) 会費・入会金等がある場合は、団体の収支が予算・決算等で適正に処理されていること。
- (8) 営利を目的としないこと(※)。
代表者または会員が指導者(講師)として、謝礼を得る教室でないこと。
- (9) 民間事業所等が宣伝や営業を目的とする活動でないこと。
- (10) 既に届出している団体と同一とみなされる団体でないこと。
- (11) 公序良俗に反しないこと。
- (12) 特定の政党および宗教にかかわる活動を目的としないこと。
- (13) 団体の活動についての情報を、広く区民に公開できること。

※要件(6) 会則について

【「6 記入例・作成例」参照】

生涯学習団体の届出に必要な会則の内容は、次の1～8の項目を全て含めたものになります。

- 1 団体の名称および事務局の所在地
- 2 目的(地域での文化・スポーツに関する活動を目的としている)
- 3 活動内容
- 4 会員の条件
- 5 役員等(代表・副代表等)
- 6 会議
- 7 会計(入会金・会費・会計年度等)

※会費なしの場合、施設使用料等の必要経費について、説明書が必要です。

- 8 施行年月日(団体発足年月日、会則改正年月日)

※要件(8) 営利について

代表者または会員が、指導者(講師)として謝礼を受けることはできません。

金額の多寡に関係なく、営利活動と判断します。

2 生涯学習団体の届出をすると

(1) 団体情報の掲載

生涯学習団体届出名簿一覧表に情報を掲載し、「4 届出先」窓口、区立図書館および区ホームページ上で公開されます。

①文化団体

学びと文化の情報サイト（あ・そ・ぶサイト）<https://asobiosentoya.jp/>にて、生涯学習団体（文化）の紹介を行っています。サイト登録申請を行った団体のみ、各施設およびサイトで詳細情報（個人情報を含む）を公開します。サイト登録を希望する団体は、「練馬区文化芸術・生涯学習情報サイト団体情報登録（変更）申請書」を生涯学習センターまで提出してください（申請書は下記サイトの「ホーム→サークル・団体情報→団体登録したい」からダウンロードできます）。



（学びと文化の情報サイトは[こちら](#)）

②スポーツ団体

認定を行ったすべての団体の情報を公開します。

③区ホームページ

ホームページ上では、連絡先氏名、電話番号の個人情報を非公開としています。

個人情報 〔・連絡先氏名 ・電話番号〕	区HP	生涯学習団体 届出名簿一覧表 （届出先窓口設置）	学びと文化の 情報サイト （あ・そ・ぶサイト）
文化団体	×	○（サイト登録団体のみ）	○（サイト登録団体のみ）
スポーツ団体	×	○	×



（文化団体の名簿は[こちら](#)）



（スポーツ団体の名簿は[こちら](#)）

(2) 施設使用料の減免

生涯学習団体に届出をした団体に対して、「練馬区生涯学習団体届出証（以下、届出証）」を発行します。届出証を下記の窓口で提示することで、施設使用料の減免が受けられます。

①施設名および施設使用料の減免

施設名称	一般団体	特例団体 (高齢)	特例団体 (子供)
生涯学習センター 生涯学習センター分館 石神井公園ふるさと文化館 練馬区立美術館 石神井公園区民交流センター 春日町青少年館 南大泉青少年館 学校教育支援センター 区立スポーツ施設 文化交流ひろば 区立図書館	5割減額	免除	5割減額
区立学校の設備 (教室開放事業を除く)			免除

②団体区分

- 一般団体

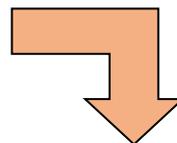
会員の半数以上が高校生以上74歳以下の団体（下記の団体以外）。

- 特例団体（高齢）

会員の半数以上が75歳以上の団体。

- 特例団体（子供）

会員の半数以上が中学生以下の団体。



練馬区生涯学習団体届出証			
団体番号	- -	有効期限	令和10年 3月31日
団体名			
代表者名			
活動内容			
令和 年 月 日交付		練馬区長	

特例団体の認定をした団体に対して、年度毎に下記の確認印を押印します。

特例団体（高齢） ⇒ (高齢)

特例団体（子供） ⇒ (子供)

※施設予約システムの団体登録にあたり、条件に該当する方の本人確認書類の提出が必要になる場合があります。

3 必要書類

(1) 新規（更新※）の届出 ※有効期限満了に伴う届出

次の①～⑦の書類等をご準備のうえ、代表者・会員の方が届出してください。

- | | |
|---------------|------------------------|
| ①練馬区生涯学習団体届出書 | ⑤前期の決算書※ |
| ②会員名簿 | (会則に会費なしの記載がある場合は不要) |
| ③会則 | ⑥代表者あて返信用封筒(110円切手を貼付) |
| ④前期の活動報告書※ | ⑦生涯学習団体届出チェックリスト |

※団体立ち上げ準備中または立ち上げて間もない団体は、「活動計画書」、「予算書(会費なしの場合は不要)」を提出してください。

(2) 届出内容変更・届出証紛失・解散

届出内容に変更等があった場合、「練馬区生涯学習団体届出事項変更届(以下、変更届)」を提出してください。変更届は、区ホームページもしくは各担当窓口にあります。なお、手続きごとに必要書類が異なります。

○届出内容変更

- ・代表者変更 ⇒ ①変更届 ②届出証 ③新代表者あて返信用封筒(110円切手を貼付)
※届出時の会員名簿に記載のない方が、新たに「代表者」もしくは「代表者以外の連絡先」となる場合、会員名簿の提出が必要です。
- ・団体名変更 ⇒ ①変更届 ②届出証 ③代表者あて返信用封筒(110円切手を貼付)
- ・その他の変更 ⇒ ①変更届 ②変更内容に関する書類(該当しない場合は不要)

○届出証紛失 ⇒ ①変更届 ②代表者あて返信用封筒(110円切手を貼付)

○団体の解散 ⇒ ①変更届 ②届出証

(3) 特例団体の認定

特例団体の認定は1年単位です。翌年度の認定は、2～3月に文化団体・スポーツ団体各担当へ手続き(郵送可)をしてください。

- ①届出証
- ②会員名簿(当該年度の名簿であること、年齢または学年の記載が必要)
- ③(郵送の場合)代表者あて返信用封筒(110円切手を貼付)

※(1)新規(更新)の届出および(2)届出内容変更と同時に手続きすることができます。



(ダウンロードは[こちら](#))

4 届出先

(1) 窓口 ※受付時間は各窓口にお問い合わせください。

	新規(更新)	内容変更	特例団体認定	電話番号
生涯学習センター	○	○	○	3991-1667
生涯学習センター分館	△	×	×	3904-4881
石神井公園ふるさと文化館	△	×	×	3996-4060
練馬区立美術館	△	×	×	3577-1821
石神井公園区民交流センター	△	×	×	5910-3451
春日町青少年館	△	×	×	3998-5341
南大泉青少年館	△	×	×	3924-3500
学校教育支援センター	△	×	×	6385-9911
総合体育館	△	×	×	3995-2805
桜台体育館	△	×	×	3992-9612
上石神井体育館	△	×	×	5991-6601
平和台体育館	△	×	×	5920-3411
大泉学園町体育館	△	×	×	5905-1161
光が丘体育館	△	×	×	5383-6611
中村南スポーツ交流センター	△	×	×	3970-9651
三原台温水プール	△	×	×	3924-8861
文化・生涯学習課管理係	△	×	○	5984-1285
スポーツ振興課振興係	○	○	○	5984-1948

○：受付・書類の内容確認可

△：受付のみ（記入漏れ・書類の不足等の簡単な確認を行います。）

×：受付・書類の内容確認不可

(2) 郵送

【文化団体】 〒176-0012 練馬区豊玉北 6-8-1 生涯学習センター宛

【スポーツ団体】 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 スポーツ振興課振興係宛

(3) オンライン ※令和7年4月より受付開始

○スマートフォンやパソコン等からオンラインでの提出が可能となります。

オンライン提出にあたり、次頁の注意事項を必ずお読みください。

○オンライン提出可能な届出

・新規(更新)

・内容変更

※代表者変更、団体名変更、届出証の紛失、解散の届出を除く。

○注意事項

- 新規（更新）の届出については、届出証送付のための郵送料相当額（110円）を電子決済にてお支払いいただきます。
お支払い方法はクレジットカード・PayPayとなります。支払い画面表示後30分以内に支払いが完了しないと届出が無効となります。
お支払い後の返金はできかねます。手続きにお間違いがないようご注意ください。
- 情報入力中に一定時間操作がない場合、タイムアウトとなり情報が失われる場合があります。適宜一時保存することを推奨します。
- 届出にあたり電子申請サービス「LoGo フォーム」のアカウント登録が必要となります。
- 届出内容に不備などがある場合、申請者のメールアドレス宛にご連絡します。



（新規(更新)は[こちら](#)）



（内容変更は[こちら](#)）

5 その他

（1）有効期限

今回の届出証の有効期限は、令和10年3月31日までです。

更新の時期になりましたら、区報・区ホームページ等でご案内いたします。

※各団体へ個別案内はしません。

（2）傷害保険

スポーツや屋外活動の団体は、傷害保険に加入するよう努めてください。

（3）団体活動の保証

本制度は、練馬区生涯学習団体届出要綱に基づいて認定を行います。団体の活動を全て区が保証するものではありません。

（4）届出制度上の禁止行為

次の行為が判明した場合、届出の不受理や届出証を返却していただきます。

①不特定多数の参加者を集めること。（学習成果の発表会は除きます）

※自主的な組織の活動ではなくなります。参加費の有無は関係ありません。

②物資を販売すること。（活動上必要な教材の実費負担は除きます）

※区立施設内での物資の売買は禁じられています。

③届出内容と活動実態が明らかに異なる場合。

※届出内容に変更があった場合、変更届を提出してください。

6 記入例・作成例

■練馬区生涯学習団体届出書・表（記入例）

令和4年度～6年度に生涯学習団体届出をした団体は、更新に○をつけてください。

第1号様式(第5条関係)

練馬区生涯学習団体届出書

※太枠の中を記入してください(消えないボールペンでご記入ください)。
 ※この届出書は、必要に応じて様式を変更しています。必ず最新版をご使用ください。

新規 ・ **更新**

フリガナ		ネリマクラブ		
団体名		練馬クラブ		
代表者	フリガナ	ネリマ タロウ	電話	03-3993-1111
	氏名	練馬 太郎 <small>(有償講師は代表者となることが出来ません)</small>	携帯	090-0000-0000
	住所	〒 176-8501 練馬区豊玉北6-12-1		
	代表者年齢	<input type="checkbox"/> 16歳～17歳 <input checked="" type="checkbox"/> 18歳以上		
代表者以外 の連絡先	フリガナ	シャクジイ ハナコ	電話	03-3993-1111
	氏名	石神井 花子 <small>(代表者以外の団体構成員で有償講師でないこと)</small>	携帯	080-0000-0000
	住所	〒 177-5809 練馬区石神井町3-30-26		
※下記情報について、スポーツ団体は届出名簿に公開されます。文化団体は区民からの問合せ時に提供します				
問合せ	連絡先 <small>※必ずどちらかに✓</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 代表者	<input type="checkbox"/> 代表者以外の連絡先	
	優先連絡先 <small>※必ずどちらかに✓</small>	<input type="checkbox"/> 固定電話	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話	
	E-mail アドレス(任意)	aiueo	@ city.nerima.tokyo.jp	

代表者以外の連絡先の記入も必須です。

連絡先および優先連絡先はどちらかひとつに必ずチェックをつけてください。

地域文化部 担当係 記入欄

上記の届出は、「練馬区生涯学習団体届出要綱」第4条の要件に

適合していると認めるので、受理する。 適合していないので、不受理とする。

課長	係長	係員	担当係記入欄			各施設記入欄					
			受付者			受付施設名					
			受付	年	月	日	受付者				
			団体番号	名簿記入	年	月	日	受付	年	月	日
				決定・送付	年	月	日	【提出時書類確認リスト】			
				【特例団体確認欄】			<input type="checkbox"/> 会員名簿	<input type="checkbox"/> 団体会則			
			ID番号	<input type="checkbox"/> 子供	<input type="checkbox"/> 子供	<input type="checkbox"/> 子供	<input type="checkbox"/> 活動報告(計画)書	<input type="checkbox"/> 決算(予算)書			
				<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 届出チェックリスト	<input type="checkbox"/> 代表者あて封筒・切手			

■会員名簿 記入例

注意事項を確認いただき、□
に✓を入れてください。

会 員 名 簿

団体名

練馬クラブ

令和

年

月

日 時点

< 会員名簿を記載する上の注意事項（下記の内容を確認し、□に✓を入れてください） >

- ☑ 構成員が**10名以上**であり、区内在住、在勤、在学の方が**過半数**であることが必要です。
- ☑ 代表者は、**16歳**（スポーツ団体**18歳**）以上で**区内在住、在勤、在学**であることが必要です。
- ☑ 謝礼を得ている講師は、**代表者および会員となることができません**。
- ☑ 在住の会員は**自宅住所**を、在勤・在学の会員は**勤務先・学校の所在地**を記載してください。
- ☑ 団体の会則で設置した**役職**を記入してください。

No.	役職名	氏 名	住 所	年齢・ 学年
			在勤・在学の会員は勤務先・学校の所在地を記載してください。	
例	代表	練馬 太郎	練馬区豊玉北6-12-1	
1	代表	練馬 太郎	練馬区豊玉北6-12-1	
2	副代表	石神井 花子	練馬区石神井町3-30-26	
3	会計	光が丘 次郎	練馬区光が丘2-9-6	
4	会計監査	大泉 花江	練馬区東大泉1-28-1	
5		〇〇 〇〇	練馬区〇〇1-1-1	78
6		△△ △△	練馬区△△1-1-1	80
		□□ □□	練馬区□□1-1-1	
		×× ××	練馬区立〇〇小学校	小2
		◇◇ ◇◇	練馬区立〇〇小学校	小3
		☆☆ ☆☆	練馬区☆☆1-1-1	
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

・75歳以上
・中学生以下の会員は、年齢もしくは学年を記入してください。

パソコン等で作成した様式の場合、
・役職名
・氏名
・住所
・年齢
の項目を含んでください。

会員数が20名を超える団体は用紙のコピー等を行い、作成してください。

■会則について

生涯学習団体の届出に必要な会則の内容は、次の1～8の項目を全て含めたものになります。

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1 団体の名称および事務局の所在地 | 5 役員等（代表・副代表等） |
| 2 目的（地域での文化・スポーツに関する活動を目的としている） | 6 会議 |
| 3 活動内容 | 7 会計（入会金・会費・会計年度等）
※会費なしの場合、必要経費についての説明書きが必要です。 |
| 4 会員の条件 | 8 施行年月日（団体発足年月日、会則改正年月日） |

■会則 作成例

- 1 (名称・所在地)
第1条 本会は〇〇〇〇会と称し、事務局を練馬区〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。
- 2 (目的)
第2条 本会は〇〇〇〇を通じて会員の〇〇〇〇の向上と親睦を図ることを目的とする。
- 3 (活動内容)
第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1) 〇〇〇〇の練習。
(2) 〇〇〇〇大会への参加。
(3) その他前条の目的を達成するために必要な活動。
- 4 (会員の権利と義務)
第4条 会員は〇〇〇〇会の活動に自由に参加できる権利を有する。
(入会の資格)
第5条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できる者とする。
- 5 (代表者とその権限)
第6条 代表者は〇〇〇〇会を代表し、会務を統括する。
(役員)
第7条 本会に次の役員を置く。
代表、副代表〇名、会計〇名、会計監査〇名。
(役員を選出と任期)
第8条 役員は、会員の中からの互選により、任期は〇年とする。ただし再任は妨げない。
- 6 (総会・役員会)
第9条 総会・役員会は次のとおり活動する。
(1) 本会は、年〇回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は、会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。
①事業計画 ②予算・決算 ③会則改正 ④その他必要事項
(2) 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。
- 7 (会費等)
第10条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。
入会金は〇〇〇〇円、会費は月〇〇〇〇円とする。
- 8 (会計年度)
第11条 本会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までとする。
(会計報告)
第12条 本会の会計報告は、毎年〇〇月に行う。
〔付則〕 この会則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

事務局の所在地は
代表者宅・会員宅・
勤務先のいずれか
にしてください。
(PTAは除く)

会費なしの団体は、下記のような説明書きが必要です。
例) 本会の活動経費については必要に応じて頭割りとする。

■活動報告書 作成例

- 前期の活動報告書を提出してください。
- 団体立ち上げ準備中または立ち上げて間もない団体は、「活動計画書」として作成してください。
- 「活動計画書」を提出する場合は、当期の内容で作成してください。

〇〇年度 活動報告書【例】

団体名 〇〇〇〇会

日時	活動内容
4月	総会（前年度の経過報告と新年度の活動計画について）
5月	〇〇についての学習会
6月	練習
7月	団体内発表会および反省会
8月	区立〇〇〇での合宿実施
9月	練馬区民文化祭への参加
10月	公開講座の実施
11月	会員全員で秩父方面へハイキング実施
12月	役員会開催
1月	練習
2月	練習
3月	反省会実施

■決算書 作成例

- 前期の決算書を提出してください。収入金額と支出金額は同一金額としてください。
- 会則で定めた会計年度の期間で作成してください。
- 団体立ち上げ準備中または立ち上げて間もない団体は、「予算書」として作成してください。

〇〇年度 決算書【例】

収入の部			支出の部		
項目	内訳	金額	項目	内訳	金額
入会金	〇〇円×〇人	〇〇〇〇円	講師謝礼	〇〇円×〇回	〇〇〇〇円
会費	〇〇円×〇人	〇〇〇〇円	施設使用料	〇〇円×〇回	〇〇〇〇円
前年度からの繰越		〇〇〇〇円	傷害保険料	〇〇円×〇人	〇〇〇〇円
			用具購入費		〇〇〇〇円
			事務費		〇〇〇〇円
			翌年度への繰越		〇〇〇〇円
合計		〇〇〇〇〇円	合計		〇〇〇〇〇円

収支金額を一致させてください。

7 活動分類一覧

(1)文化団体

記号	番号	分類	具体的内容例	
A	芸術・文化	1	絵画	油絵、日本画、水墨画、水彩画、デッサン、版画、俳画など
		2	工芸	陶芸、彫刻、革工芸、七宝焼、籐工芸、ステンドグラスなど
		3	書道	書道、かな書道、ペン字など
		4	画像・映像	写真、ビデオなど
		5	舞踏	民踊、日本舞踊、剣舞、詩舞など
		6	演劇	演劇、人形劇、伝統芸能など
		7	茶道・華道	茶道、華道、生花、フラワーアレンジメントなど
		8	文化・技能	囲碁、将棋、洋和裁、手芸、盆栽、アートフラワーなど
		9	演芸	演芸、手品、占い、ゲームなど
		10	その他	
B	音楽	1	合唱等	女声、男声、混声合唱、児童合唱、オペラなど
		2	器楽	和太鼓、琴、ギター、マンドリン、吹奏楽、管弦楽、合奏、三曲など
		3	吟詠・民謡	謡曲、民謡、小唄、吟詠など
		4	歌謡	カラオケなど
		5	その他	音楽研究など
C	教養	1	文芸創作	詩、短歌、川柳、俳句、童話、エッセイ創作など
		2	文学鑑賞・研究	古典、近代、外国文学などの鑑賞
		3	歴史・民俗	郷土史、日本史、古文書、地名研究など
		4	語学	英会話、中国語、ハングル語、タイ語、仏語、独語、スペイン語など
		5	自然科学	自然観察、動物観察など
		6	読書	地域文庫、読書会など
		7	話し方	朗読、話し方、カウンセリングなど
		8	パソコン	パソコン学習、インターネットなど
		9	その他	
D	市民生活	1	社会問題	社会問題、政治・時事問題など
		2	地域活動	地域活性化、地域問題など
		3	女性を巡る問題	女性の生き方など
		4	国際関係	国際交流、在日外国人支援、海外支援ボランティアなど
		5	健康・医療	健康、医療など
		6	福祉	高齢者・障害者などの福祉、手話など
		7	環境・資源	環境学習、リサイクルなど
		8	家庭生活	調理、家庭技術向上など
		9	その他	地域探訪など
E	教育	1	教育問題	教育問題、教育に関する学習など
		2	乳幼児の教育	子育て学習、幼児教育など
		3	健全育成活動	子供の健全育成活動など
		4	交流活動	子供を対象とした交流活動
		5	その他	

(2)スポーツ団体

記号		番号	具体的内容例
F	球技	1	バレーボール（9人制、6人制）
		2	バドミントン
		3	卓球
		4	バスケットボール、ミニバスケットボール
		5	キャッチバレーボール、ソフトバレーボール、ビーチボールバレー
		6	野球
		7	ソフトボール
		8	サッカー、フットサル
		9	テニス、パドルテニス、ラケットテニス
		10	その他 （アメリカンフットボール、ラグビー、ホッケー、フラッグフットボールなど）
G	水泳	1	水泳
		2	その他（アクアサイズ、水中ウォーキングなど）
H	体操	1	体操（新体操、健康体操、ストレッチ体操、トリム体操、チアダンス、チアリーディング、バトントワリングなど）
		2	エアロビクス
		3	その他（ヨガ、太極拳、気功、ピラティス、自彊術など）
I	武道	1	剣道
		2	空手
		3	合気道
		4	その他（柔道、少林寺拳法、居合道、なぎなた、相撲、銃剣道、弓道など）
J	ダンス	1	社交ダンス
		2	フォークダンス
		3	その他 （ジャズダンス、リズムダンス、モダンダンス、バレエ、フラダンスなど）
K	その他	1	野外活動（登山、ウォーキング、キャンプ、釣り、ボーイ/ガールスカウトなど）
		2	ニュースポーツ、レクリエーション、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ミニテニス、インディアカなど
		3	その他（陸上競技、トライアスロン、ローラースケート、アーチェリー、レスリングなど）